

西尾市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者取扱要領

1 目的

この要領は、西尾市ふるさと応援寄附金制度(以下「ふるさと納税」という。)を活用し、西尾市(以下「市」という。)のシティプロモーションを行うとともに、市への寄附の促進、地場製品のPRと販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図ることを目的として、ふるさと納税による市外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービス(以下「商品等」という。)を提供する事業者(以下「返礼品提供事業者」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

返礼品提供事業者は、市を介して寄附者より返礼品の申込みがなされたとき、市が指定する委託事業者(以下「委託事業者」という。)からの発注をもって、返礼品を寄附者に送付する。

また、返礼品提供事業者は、市が利用するふるさと納税ポータルサイトにおける情報発信により、全国に商品等をPRできる。

3 ふるさと納税業務の事務委託

市では、新たな返礼品提供事業者や返礼品の募集など返礼品に関する業務及び返礼品の出荷依頼、配送に関する業務を下記事業者に業務委託している。

(1) 返礼品に関する業務の委託事業者(令和8年度)

〒445-0852 西尾市花ノ木町4丁目6-4

一般社団法人西尾市観光協会

電話：0563-57-7882

メール：furusato@katch.ne.jp

(2) 返礼品の出荷依頼、配送に関する業務(令和8年度)

〒444-1333 高浜市沢渡町1-3-28

シフトプラス株式会社 愛知営業所

電話：050-5370-7268

4 返礼品提供事業者としての要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 市内に事業所(本店、支店含む)や工場等を有している、もしくは市内で生産等された商品等を提供する法人、組合、その他団体または個人事業主であること。
- (2) 市税の滞納が無いこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

に規定する暴力団、暴力団員または当該暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

- (4) 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (5) 本事業の目的に賛同し、責任を持った対応ができること。
- (6) 委託事業者（シフトプラス株式会社）からの出荷依頼後、速やかに返礼品を配送できること。
- (7) 返礼品の提供に関する問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であること。
- (8) 飲食物の取扱いがある場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、返礼品到着後に適切な賞味期限が保証されること。
- (9) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行うことができること。

5 契約の締結

返礼提供事業者として認定された場合には、市と返礼品提供事業の実施方法等に関する契約書（以下「契約書」という。）を締結しなければならない。

6 募集する返礼品

次のいずれの要件も満たす商品等とする。ただし、要件に適合していても、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品として認定しない。また、募集した返礼品に重複が生じた場合、調整を行うことがある。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
地場産品基準は、11ページ以降を参照すること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 品質および数量の面において、安定的に供給を見込めるものであること。
ただし、季節や期間限定、数量限定で供給可能な商品等も可とし、その場合はその数量や提供開始及び終了期間について迅速な連絡、調整が適時行えること。
- (4) 消費（賞味）期限について、あらかじめ配達日をポータルサイト等で明示し、可能な場合は寄附者が配達日を希望できる等の対応を行い、寄附者に到着後適切な賞味期限（概ね1週間以上）が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、返礼品の配送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。
- (5) 宿泊施設、サービスの利用券等については、市内で提供されるものに限る。また、利用期限のあるものについては、原則として発行日から6か月以上利

用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。

- (6) キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (7) 著しく高価なものでなく、また換金性や資産性が低いこと。
- (8) 市が求める場合に、原則として無償で返礼品のサンプルを提供できること。
- (9) ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

7 返礼品の提供価格

返礼品の提供価格は、西尾市ふるさと応援寄附金返礼品登録申請書（様式4）に記載された価格とする。なお、返礼品の提供価格に変更があった場合は、西尾市ふるさと応援寄附金返礼品登録内容変更申請書（様式5）に記載された価格とする。

- (1) 返礼品の提供価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。
- (2) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとする。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うこと。
- (3) 返礼品の価格は、原則100円単位で設定すること。
- (4) 返礼品の価格は寄附金額の3割以下とし、募集に要する費用を含めて寄附金額の5割以下とすることが法律で定められているため、寄附金額については、返礼品の提供価格及び送料等に応じて市が個別に決定する。なお、寄附金額は千円単位で設定する。

8 費用負担

返礼品の費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 原則、返礼品代及び送料は市が負担する。
- (2) 返礼品の欠陥、到着時の毀損等に関する寄附者からの問い合わせがあった場合、返礼品の回収及び再配送、代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費（返礼品代・送料等）については、返礼品提供事業者の負担とする。なお、返礼品提供事業者と配送業者の間で協議した結果、配送業者の責任となった場合はこの限りではない。また、寄附者の過失により返礼品の再配送が必要になった場合、又は、事業者の責めに帰しないと市が認める場合、返礼品代及び送料は市が負担する。
- (3) 天災等の不可抗力事由により、返礼品の再配送を行う場合には、市が返礼品代及び送料を負担する。

9 返礼品の取扱い期間

認定された返礼品の取扱い期間は、原則として総務省が定める指定期間（10月1日から翌年9月30日まで）とする。ただし、契約を更新しない場合は、契約期間とする。この場合、契約期間中に受け付けた寄附に対する返礼品は、契約期間終了後の配送にも対応すること。

10 返礼品の配送

委託事業者（シフトプラス株式会社）からの出荷依頼をもって配送準備を行い、配送伝票到着後、できる限り速やかに配送すること。なお、配送伝票の記事欄にメモが記載されている場合があるので必ず確認し対応すること。

11 請求および支払い

返礼品提供事業者は、以下の定めに基づき返礼品送付件数を委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）に報告すること。委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）は、返礼品提供事業者の報告に基づき返礼品代金を返礼品提供事業者に支払うものとする。

- (1) 返礼品提供による売上金額の特定は、シフトプラス株式会社が運用する受注・発注システム（以下「レジホーム」という。）による確認、もしくは返礼品提供事業者が独自に発行する請求書にて行うこととする。
- (2) 返礼品提供事業者は、配送を完了した返礼品の代金を、毎月月末締めで算定したものを委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）に請求し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）は請求額を翌々月の15日（土日祝日にあたる場合は前営業日）に返礼品提供事業者の銀行口座に振り込み送金する。

12 個人情報の保護

- (1) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の配送以外の目的で使用してはならない。ダイレクトメールの送付など、二次利用や第三者への漏えいは厳禁とする。
- (3) レジホーム上で表示されている寄附者の配送情報及び配送事業者が持参する配送伝票には、個人情報が記載されているため、取扱いに留意すること。なお、個人情報が漏えいした際には、速やかに市へ報告すること。

13 守秘義務

返礼品提供事業者、委託事業者及び市は相互に、返礼品の取扱いの履行にあたって知り得た業務上の秘密を第三者に漏らさないこと。

- (1) 従業員および使用人についても適用されるものとする。
- (2) 違反した場合、返礼品提供事業者、委託事業者及び市は、違反した相手方に対し、これによって発生した損害の賠償を請求することができるものとする。

る。

14 損害賠償

返礼品提供事業者、委託事業者及び市が、その責に帰すべき事由により、いずれか一方もしくは第三者に対し損害を与えた場合、損害を与えた一方は賠償の責任を負うものとする。

15 返礼品の取扱い解除

次の各号に該当したときは、返礼品の取扱いを解除または停止する。

- (1) 本要領に定める事項に違反し、または履行を怠ったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分があったとき
- (3) 財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え、仮処分を受け、または競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生の申立てがあったとき
- (5) 営業を廃止、または清算に至ったとき
- (6) 取引上の機密事項、個人に関わる情報の漏洩が判明したとき
- (7) 返礼品提供事業者が、市に取扱い解除を申し出たとき。
- (8) 返礼品提供事業者または返礼品が「5 返礼品提供事業者としての要件」または「6 募集する返礼品」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (9) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (10) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (11) 登録内容に虚偽があったとき。
- (12) 市もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (13) 返礼品の品質、梱包等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者が改善が見られないとき、または同様のクレームが多発するとき。
- (14) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

16 返礼品提供事業者の認定申請

新規に返礼品提供事業者の認定申請を行う場合、次の書類に必要事項を記入し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）まで持参または郵送で提出すること。郵送での提出の場合、電話にて到達の確認を行うこと。なお、返礼品提供事業者の認定にあたり、市が事業所等の現地確認を行う場合がある。

- (1) 西尾市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者認定申請書（様式1-1）
- (2) 事業者概要調書（様式1-2）
- (3) 西尾市税に未納がないことの証明書（完納証明書）

※市外に所在地がある法人、組合、その他団体は、所在地の自治体が発行する市税に未納がないことの証明書（完納証明書）も提出すること。

※市外に住所地がある個人事業主は、住所地の自治体が発行する市税に未納がないことの証明書（完納証明書）も提出すること。

17 返礼品提供事業者の認定内容の変更

返礼品提供事業者の認定内容に変更がある場合は、速やかに「西尾市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者認定内容変更申請書（様式2）」に必要事項を記入し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）まで持参またはメールで提出すること。なお、メールでの提出の場合、電話にて到達の確認を行うこと。

18 返礼品提供事業者の認定の取下げ

返礼品提供事業者としての認定の取下げを希望する場合は、速やかに「西尾市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者認定取下げ申請書（様式3）」に必要事項を記入し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）まで持参、郵送またはメールで提出すること。なお、郵送またはメールでの提出の場合、電話にて到達の確認を行うこと。

19 新規返礼品の認定申請

新規に返礼品の認定申請を行う場合、次の書類に必要事項を記入し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）まで持参またはメールで提出すること。なお、メールでの提出の場合、電話にて到達の確認及び内容の説明を行うこと。また、返礼品の認定にあたり、市が事業所等の現地確認及び関係書類の確認を行う場合がある。

(1) 西尾市ふるさと応援寄附金返礼品認定申請書（様式4-1または様式4-2）

寄附者への返礼品情報となるため、返礼品として申請する商品等ごとに様式4-1を作成し、提出すること。なお、すでに返礼品として認定済みの商品等で数量や重量等の軽微な変更を行う場合は様式4-2を提出すること。

(2) 申請する商品等の画像データ

商品等の画像（内容がわかるもの、使い方がわかるもの、調理したもの等）、荷姿、作り手の写真を含め、4点以上をデータで提出すること。

20 返礼品の認定内容の変更

返礼品の認定内容に変更がある場合は、変更希望日の1か月前までに「西尾市ふるさと応援寄附金返礼品認定内容変更申請書（様式5）」に必要事項を記入し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）まで持参またはメールで提出すること。なお、メールでの提出の場合、電話にて到達の確認及び内容の説明を行うこと。

21 返礼品の取下げ

認定済みの返礼品の取扱いを取り下げる場合は、取下げ希望日の1か月前ま

で「西尾市ふるさと応援寄附金返礼品取下げ申請書（様式6）」に必要事項を記入し、委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）まで持参またはメールで提出すること。なお、メールでの提出の場合、電話にて到達の確認及び内容の説明を行うこと。

22 返礼品提供事業者の認定結果の通知

申請のあった返礼品提供事業者の認定の可否については、市で審査を行い、「西尾市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者認定通知書（様式7）」にて申請者に通知する。

23 新規返礼品の認定結果の通知

申請のあった返礼品の認定は、総務省の承認後、「西尾市ふるさと応援寄附金返礼品認定通知書（様式8）」にて返礼品提供事業者に通知する。

24 返礼品の認定内容変更の通知

返礼品の認定内容変更の認定において、返礼品提供価格の変更が含まれる場合は、西尾市ふるさと応援寄附金返礼品内容変更認定通知書（様式9）にて返礼品提供事業者に通知する。

25 新規返礼品の認定スケジュール

- (1) 募集期間は随時受付とする。
- (2) 随時受け付けた返礼品認定申請書（様式4-1）に基づき、市は総務省が指定する受付期間内に愛知県を経由して総務省へ当該返礼品の取扱いを申請する。なお、総務省の承認は、時期により3か月以上要する場合があるため、季節商品を希望する場合は、早めに申請を行うこと。
- (3) 総務省から申請の内容について疑義照会があった場合、返礼品提供事業者は速やかに対応すること。
- (4) 総務省の承認後、市は返礼品として認定し、ポータルサイトに掲載する返礼品ページの作成を行う。作成した返礼品ページについて、返礼品提供事業者には内容等の確認を行ったのち、寄附の受付を開始する。なお、寄附の受付開始は、総務省の承認から1か月程度の期間を要する。

25 返礼品提供事業者の認定取消

返礼品提供事業者が下記のいずれかに該当すると市が判断した場合、西尾市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者認定取消通知書（様式10）により返礼品提供事業者としての認定を取り消しする。

- (1) 契約書の内容に違反したとき。
- (2) 市の指定する期間内に返礼品の配送を完了する見込みがないと認められるとき。

- (3) 市の信頼を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (4) 寄附者の信頼を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) 本要領に規定する要件を満たさなくなったとき。

26 その他の留意事項

- (1) 返礼品を送付するにあたり、市の信頼を損ねることがないように実施にあたっては、市及び委託事業者と綿密に協議を行い、また、その指示に従うこと。
- (2) 返礼品を配送する際は、配送伝票の記事欄を確認すること。また、レジホームにログインし、不在日や住所変更の予定など、配送に関する内容が備考欄及びメモ欄に記載されていないか、確認すること。なお、これらの確認を怠り、返礼品を配送したことで、後日再配送が必要になった場合、再配送に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とする。
- (3) 返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、返礼品提供事業者において真摯に対応して解決に努めること。なお、品質等による補償や苦情については、市および委託事業者は一切の責任を負わない。
- (4) 返礼品の再配送を行う場合、委託事業者からの指示に従い、市の指定する配送業者と直接調整すること。
- (5) 要冷蔵でかつ賞味期限等が短い商品について、事前に寄附者に配送日の確認や調整を行わず配送し、寄附者の不在等が理由で適正な商品を届けることができなかった場合、返礼品提供事業者が再配送に係る商品及び送料等の費用を負担すること。
- (6) 登録された返礼品の安定供給が見込めなくなった等、商品の配送に支障が生じる場合、速やかに市または委託事業者（一般社団法人西尾市観光協会）に連絡すること。
- (7) 食品を返礼品として取扱う返礼品提供事業者は、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備や保存を行うとともに、市からの調査及び確認に応じること。なお、書類の保存期間は、配送を行った返礼品に関する書類について、配送を行った日の5年後の日の属する年度の最終日までとする。
- (8) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合、要件等を変更する場合がある。
- (9) 返礼品提供事業者または返礼品が本要領に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品として適合しないと判断された場合には、認定を取り消す場合がある。この場合、取消により生じた不利益について、市はその責任を負わない。
- (10) 食品の産地名の偽装等により、国が定める地場産品基準や食品表示法への違反が認められる場合は、市は返礼品提供事業者の認定を取り消すとともに、寄附者への補償に要する費用及び市に対する損害賠償を請求することがあ

- る。
- (11) ふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載順位や掲載位置については、市に一任すること。
 - (12) 認定された返礼品は、寄附者から返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであるため、選択されない場合もあることをあらかじめ承知しておくこと。
 - (13) 市は、広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に返礼品提供事業者の許可を得た後、返礼品提供事業者の情報や画像を提供場合がある。
 - (14) 返礼品提供事業者は、返礼品を配送する際、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して配送することができる。
 - (15) 返礼品提供事業者は、ふるさと納税で自社の商品の取扱いがあることを店頭やホームページ、SNS等でPRすることができる。なお、宣伝広告にあたっては、返礼品等を強調して掲載することや返礼品等の情報が大部分を占めることのないよう留意すること。
 - (16) 市は、必要に応じて、返礼品提供事業者に対して返礼品提供事業者の要件の確認調査を行うものとする。
 - (17) 本要領に定めのない事項については、返礼品提供事業者と市で誠意をもって協議し決定するものとする。

27 問い合わせ先

- (1) ふるさと納税の運用・返礼品の審査
西尾市総合政策部秘書政策課企画政策担当
電話：0563-65-2154
Eメール：furusato@city.nishio.lg.jp
- (2) 返礼品に関する業務
〒445-0852 西尾市花ノ木町4丁目6-4
一般社団法人西尾市観光協会
電話：0563-57-7882
メール：furusato@katch.ne.jp
- (3) 返礼品の出荷依頼、配送に関する業務
〒444-1333 高浜市沢渡町1-3-28
シフトプラス株式会社 愛知営業所
電話：050-5370-7268

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(参考) 地場産品基準

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に掲げる地場産品基準

1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3号イ (熟成肉)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
3号イ (精米)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
3号ロ (企画立案)	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7号の3イ 五万以下 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の3ロ 該当地域 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4 (電気)	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：○○pay 商品券、△△Pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。